

北洋政府統治期の青島における妓捐徴収

—軍閥統治下の私利追求と争奪—

台 澄豊*

Prostitution Taxation in Qingdao during the Beiyang Government Period

The Pursuit and Struggle for Private Interests amid Warlord Rule

TAI Yingfeng

論文要旨

妓捐は、近代中国において売春業に課された税金を指し、市政建設の財政補填や治安・衛生の維持を目的として導入された。しかし、その徴収のあり方は時代や政治状況によって大きく異なった。本研究では、北洋政府統治期⁽¹⁾の青島における妓捐徴収の開始から発展に至る過程を考察する。特に、軍閥統治下の政治的不安定により、妓捐は本来の公的な税收と治安・衛生維持の手段としての機能を果たすよりも、むしろ地元商人、警察庁、さらには青島に駐留した軍隊といった利害関係者によって、私的な経済的利益を追求する手段として利用され、その権限を巡る争奪が繰り広げられた状況を明らかにする。

キーワード 妓捐、青島、北洋政府、売春業、徴税

Abstract

The “Prostitution Taxation” refers to a tax imposed on the prostitution industry in modern China, originally introduced to supplement municipal finances and to maintain public order and sanitation. However, the manner in which it was collected varied significantly depending on the political context and time period. This study examines the process of the introduction and development of prostitution tax collection in Qingdao under the rule of the Beiyang Government. In particular, it highlights how, under the political instability of warlord rule, the prostitution tax functioned less as a source of public revenue or a means of maintaining public order and sanitation, and more as a tool exploited by local merchants, the police, and the stationed military forces in Qingdao to pursue their own economic interests. Furthermore, it reveals the conflicts over control of tax collection that emerged among these stakeholders.

Keywords: Prostitution taxes, Qingdao, Beiyang government, Prostitution, Taxation

* 大阪大学人間科学研究科博士後期課程 ; daiinnhou@gmail.com

はじめに

妓捐（ぎえん）は、近代中国における妓楼と娼妓に課された税金を指し、鑑札料金や毎月の定額税金に加え、売春業に関連する各種雑費も含まれる。その起源は清末期に遡り、最初は香港や上海の租界で外国当局によって徴収されたものであった。その後、財政難に直面した中国各地の政府が、外国の先進的な制度を模倣する名目で、娼妓や妓楼に課税を開始し、北洋政府統治期にもその徴収は続いた。

近代中国における妓捐に関する研究は、1990年代に売春史研究の一環として始まったが、付随的に言及されるに過ぎない。初期の代表的な研究として、武（1990）は『中国娼妓生活史』において、妓捐徴収が近代中国の売春統制の中心的な要素であり、実質的に唯一重要視されたものであったことを明らかにしている。この指摘は、妓捐が売春史において非常に重要な位置を占めることを示唆している。21世紀に入り、妓捐は単独の課題として取り上げられるようになった。例えば、蘇と肖（2013）は、妓捐は清末の中国各地で誕生し、発展していった過程を簡潔に考察し、妓捐が市政建設の財源となったこと、さらには、売春業の効果的な管理にも寄与したことを指摘した。また、清末民初の北京における公娼制度を研究した斉（2017）は、妓捐の徴収が政府の財政危機の解決や治安維持に役立っただけでなく、政府が西洋と日本の都市管理制度を学ぼうとした意図も反映していたと述べている。このような研究は、妓捐を国家の科学的かつ近代的な社会管理の手段として肯定的に評価し、青島の事例にも当てはまると言える。例えば、郭（2021）は社会統治の観点から、青島における売春統制や妓捐徴収の制度を整理し、政府による娼妓管理の科学性と必要性を言及した。

一方で、「妓捐徴収の肯定論」に対して批判的な視点から再評価する研究も現れつつある。王（2017）は、清末における妓捐が公共財政、とりわけ警察機構の設立において重要な役割を果たしたと指摘しながらも、「警察が禁娼しながら、その運営資金を妓捐に依存していた」という矛盾点に着目し、その合理性に疑問を呈している。また、小山（2022）は、内務省が所管する警察機密費は、旧幕府が遊郭や遊女に課した賦金を財源とする制度を引き継いでいたが、豪華な警察署の建設や土地の買収といった問題があると指

摘した。さらに、曹（2020）は、妓捐がもたらす経済的利益を巡って、地方政府と商人団体の間で対立と妥協が繰り返されていたことを明らかにした。これらの研究は、従来の研究のように社会管理や市政建設という観点から妓捐の徴収を肯定的に捉えるのではなく、妓捐徴収が具体的に誰の利益のために、どのように機能していたのかを慎重に評価する視点を示している。そして、その過程で浮かび上がる徴収関係者間の闘争や利益分配の構造を解明しようと試みている点に特色がある。

このような批判的な視点は本研究の基礎にもなっている。本研究が扱う1922年から1929年の北洋政府統治下の青島は、1922年から1925年の直系軍閥統治期と、1925年から1929年の奉系軍閥統治期という二つの政権の交代を経験している。この政権交代は、妓捐徴収にも軍閥政治の影響を色濃く反映させた。民間の商人や警察庁をはじめとする政府機関、さらには青島に駐屯する軍隊は、しばしば「地方利益の維持」という名目を掲げながら、妓捐を自身の利益集団や個人の利得を追求する手段として利用していたのである。そのため、妓捐徴収の権力と利益配分を巡って、関係者の間で頻繁に対立や妥協が見られた。そこで本研究は、北洋政府統治期の青島に焦点を当て、妓捐徴収の開始と発展を探り、軍閥統治下、妓捐の徴収は徴収関係者による売春業から経済的利益を得る手段として機能していたこと、そしてその権益を巡る争奪が繰り返されていたことを考察する。さらに、軍閥の交代に伴い、各勢力の盛衰によって妓捐徴収を巡る利害関係者間の争奪の状況も変化していったことを明らかにする。

論文の構成は以下の通りである。第一節では、近代中国における妓捐の起源と発展、および青島における妓捐の前史を概説する。第二節では、直系軍閥統治期において、商人が妓捐徴収を通じて経済的利益を得ようとした試みと、それに対する政府の排除、および政府自身による妓捐徴収制度の確立過程を論じる。第三節では、奉系軍閥統治期における警察庁と青島駐屯軍の間で繰り返された妓捐徴収を巡る争奪を検討する。

本研究で使用した史料の大部分は、青島档案馆に所蔵されている当時の各行政機関と軍隊、民衆の間で交わされた公文書や往復書簡、さらに当時制定・公布された各種の規則に基づいている。また、日本側の資料として、青島総領事館の記録や、当時の日本人によって編纂された青島に関する書籍も補足的な証拠資料として使用した。

1. 妓捐徴収の始まり

1.1 近代中国における妓捐の誕生

近代中国における妓捐は、西洋諸国の公娼制度と密接に関連している。19世紀、フランスの軍隊内で性病が蔓延し、戦闘力の低下を招いたことから、フランス政府は娼妓を性病の感染源と見なし、娼妓に対して営業許可の取得と性病検診を義務付けた。この制度はやがて公娼制度として確立され、ヨーロッパ諸国、日本、さらにはその植民地へと広がっていった。

清朝末期の中国において、アヘン戦争など一連の戦争の敗北を受け、香港や上海などの地域が開港し、外国人が大勢流入した。特に、租界や租借地といった外国人が集まる地域では、売春業の繁栄と性病の感染拡大に伴い、ヨーロッパの植民者たちは母国の公娼制度を中国に移植してきた。最初の事例として、1845年の香港では、香港総督ジョン・フランシス・デイヴィスが妓楼の営業を公認し、妓楼は月5元、娼妓は1.5元の税金を徴収することを命じた。また、1870年代の上海では、租界工部局は妓楼を二つの等級に分け、一等妓楼の娼妓には10元、二等妓楼の娼妓には6元の保証金を課し、その資金を性病対策や病院の運営費に充てた（張・劉 2018）。このように、妓捐は公娼制度の一環として中国に移植され、特に外国人が集まる地域で普及していった。

19世紀末から20世紀初頭にかけて、清政府もこの制度を導入したが、その根底にあった理由は財政の困窮だった。清朝末期、政府は軍事費や賠償金、外債の増加によって多大な財政圧力に直面し、雑税を含む各種の資金調達手段を模索した。一方、西洋の警察制度を取り入れて社会秩序の維持を図ろうとしたが、その運営資金を捻出するため、売春業からの税収に目を向けるようになった。このように、「西洋や日本の公娼制度を模倣する」という名目で妓捐が導入された。例えば、中央の北京では、1905年に北京巡警部が設立され、巡警部は「私を公に化し、戯館、妓楼に税金を課す……外国に倣い、税負担を重くすることで、営業や消費を抑制し、禁止を目的とする」⁽²⁾と、売春業に対する課金を始めた。地方でも同様の動きがあり、奉天では、「東西諸国の法制度にならい、治安の維持および梅毒の検査に備えるため、税金を適宜徴収する」⁽³⁾と述べている。広東では、「日本の税制を考察する

と、芸妓に課された税は地方税の雑種税項に属し、いわゆる妓捐に該当する。また、娼妓が貸座敷を使用する際に課される賦税も地方税に含まれ、すなわち妓楼の税金に類似している。さらに、酒館や飲食業に対する税金も地方税に分類され、いわゆる宴席税酒楼捐に相当する。したがって、以上の各妓捐は、本来が地方税の収入である」⁽⁴⁾と主張した。このように、妓捐の徴収者から見れば、妓捐は西洋の先進制度を模倣するもので、税収を増加するだけでなく、社会治安の維持や公衆衛生の向上に寄与するものである。したがって、妓捐の徴収は全国各地に広がり、次第に地方財政の重要な収入源となった。

妓捐の徴収は性病検診や集中居住といった売春統制措置とともに、全国に進展していき、20 世紀初頭にはさらに明文化、体系化された。1906 年 8 月には北京の外城巡警総庁が『娼妓取締規則』と『妓楼取締規則』⁽⁵⁾を公布し、売春業に従事する資格や営業規範、性病検診、娼妓の集中居住などが定められた。北洋政府の時代においても、日本を参考にしながら妓捐の徴収を含む売春統制の規則が幾度も修正・補充され、より一層精緻化されていった（斉 2017）。こうした経緯から、近代中国における妓捐は、清朝政府によって財政補填を手段として導入されたが、治安維持や性病対策にも資するものとして正当化されたことがわかる。このような妓捐は、北洋政府統治期の青島においてどのように始められたのかを理解するために、北洋政府統治前の妓捐徴収の実態を把握する必要がある。以下では、この問題を簡潔に概観する。

1.2 北洋政府統治前の青島における妓捐

青島は中国の山東省東部に位置し、清朝時代には漁業や農業を主産業とした小さな村落に過ぎなかった。1898 年に青島がドイツの租借地となり、第一次世界大戦終結後にドイツが敗北すると、青島の權益は日本に引き継がれた。そして 1922 年 12 月に青島は北洋政府に返還された。北洋政府統治期に、ある商人は「妓捐は青島で試行されたもので、明確な先例は存在しない」⁽⁶⁾と述べた。しかし、ドイツや日本の占領期に妓捐が本当に存在しなかったのだろうか。

実際には、ドイツや日本の統治下でも、植民当局は正式な妓捐徴収規則を発布していなかったが、様々な名目で売春業に対して課金を行い、経済的利

益を得ていた。代表的な例として、娼妓の性病検診の費用が植民者の収益の一部となっていたことである。ドイツ占領期の1899年には警察規則が公布され、娼妓の登録および性病検診が義務化されており、中国人娼妓は1ドル、外国人娼妓は3ドルの検診料を支払わなければならなかった⁽⁷⁾。また、日本占領期にも、芸妓と酌婦が性病検査の費用を課され、「月額千圓以上の収入となる」⁽⁸⁾とされる。

さらに、売春業からの営業税や地租の徴収、また売春業の繁栄によって商業経済が活性化されたことが、植民当局の植民地経営の支えになっていた。特に、日本占領期の最高行政機関である青島軍政署は、日本人居住地に「新町遊郭」を建設し、「新町遊廓に落ちた金高を見ると、届け出された分だけが百二十万圓もある」⁽⁹⁾とされている。この経済収益は日本の青島統治にも大きく貢献した。

日本統治期において、日本植民者が中国人売春婦に対して「密かに調査したところ、中国人娼妓は各宿屋で良民と雑居しており、上等娼妓が二百人で、中等娼妓が四百人で、下等娼妓が五百人で、計千二百人ほどであった。日本は中国人娼妓を管理して徴税しようとした」⁽¹⁰⁾。しかし、この計画は国際政治の影響を受け、「ワシントン会議が開かれ、山東懸案の解決が迫るため、この決定はやめた」⁽¹¹⁾。そのため実際に、日本占領期にも「検梅を受けている公娼とも呼ぶべき支那人の売笑婦は現在十一名を算へて居る。此の外に最も下級な密淫売は夥しい数に上がる」⁽¹²⁾。ドイツ占領期にも、中国人娼妓は「此淫売には検査も鑑札も何もない、営業税もない」⁽¹³⁾。このことから、ドイツおよび日本の占領期において、植民当局は中国人娼妓に対して、名目上は徴税や管理の対象とする計画を持っていたものの、実際には取締や課税の範囲から大きく外れており、実質的な統制はほとんど行われていなかったことがわかる。

これらの中国人娼妓はほとんど、青島市内の小港、および小港付近の大包島区に居住していた。それは、大包島区がドイツ占領時代から中国人居住区とされていたのに加え、小港が開発されるにつれて商業の中心地となり、多くの船員や労働者、さらには各国の水兵が集まる場所となったためである。これに伴い、中国人娼妓もこの地域に集まり、北洋政府が青島を接收した後も、彼女たちは規制を受けることなく営業を続けていた。



図1 膠州湾青島市街および附近図

(出典：工藤 謙 1914『膠州湾事情』有斐閣より作成)

2. 膠澳商埠督辦公署時代の妓捐徴収

2.1 商人による徴税請負制

1922年12月、当時直系軍閥の支配下にあった北洋政府は日本から青島の主権を回収し、青島を膠澳商埠と命名し、膠澳商埠督辦公署をその最高行政機関として設置した。この際、1923年1月に青島の商社である慶祥号の営業者馬景援と、祥瑞棧の営業者王秉忱が、他の4名とともに膠澳商埠督辦公署に上申し、妓捐の徴収を請け負うことを要請した⁽¹⁴⁾。

民間が政府に代わって特定の業種に対して課税し、その差額を利益として得る仕組みは「徴税請負制」と呼ばれる。政府の行政経費や人員が不足している状況において、政府は商工業組織に対して効果的な課税を行うことが難しく、地域の人脈や資金を持つ商人に税金を委託する傾向がある(魏2007)。このような商人が国家の代理人となって税金を徴収し利益を得る仕組みは、Duaraの「代理人統治」概念とも呼応するものである。Duaraは、近代中国において国家が地方社会を統治する際、正式な国家雇員を通さず、代わりに経済的利益を求める代理人を通じて支配を行う方法を指して「代理人統治」と説明している(Duara 1988=2003)。つまり、商人は国家に代わって徴税の中間者として機能し、私利を追求しながら国家権力を代行して

いた。

妓捐徴収がこのような徴税請負の一例である。北京や天津のように、政府の統治が相対的に強く、専門的な税務機関が整備されている地域と比較すると、一部の地方政府は財政危機や盗賊の横行に直面した際、やむを得ず「妓捐会社」という代理機関に依存せざるを得なくなった（曹 2020）。

青島の場合は、ドイツと日本の占領を経て初めて北洋政府に接收されるという特殊な歴史を持つ。後述するように、北洋政府統治当初、税収システムの確立や税務官の育成には、財政的にも人材的にも大きな制約があった。そして、ドイツや日本の占領期において、中国人売春業は事実上「放任」されており、妓捐徴収の前例がなかった。これにより、北洋政府が青島を接收した時点で、政府は妓捐の徴収に関する経験や制度の整備が十分ではなかったと考えられる。

一方、植民地時代の青島において、商人はすでに植民地当局と現地社会の間で中間人としての機能を果たしており、一定の社会的影響力を持っていた⁽¹⁵⁾。こうした背景から、北洋政府が青島を統治した当初、政府が商人に妓捐徴収の代理人としての役割を担わせれば、より効率的に税収を確保する手段となり得たと推測される。恐らく、妓捐徴収の請負が政府の財政に寄与し得ることを示すことで、商人たちは自身が徴税代理人となることの正当性を主張しようとした。そのうち、商人の王らは「徴収した税金は、済南や天津などの地域を参考にして警察費などに充てられる……官庁は税金を得ることができる」⁽¹⁶⁾と、馬も「経費を策定し、警察費を補助する」⁽¹⁷⁾と述べた。一方、両者は、妓捐徴収の必要性を説得するために、妓捐の徴収は密売春の取締りや地方治安、公共衛生の維持といったことにも寄与すると言及した。

このような目的を達成するため、王らは「妓捐の規則に基づき、各地の娼妓を台西鎮の家屋に集め、娼妓の等級を明確にした上で、各娼妓に妓捐徴収処で鑑札を受け取り、営業許可を示す燈を掲げるようにする……毎月得られる税金は 3000 元以上になると計算し、その税収を済南や天津のように警察費用に充てる」⁽¹⁸⁾と試算した。一方で、馬はより具体的な徴収計画を提示し、「まず調査を行い、その後、平康里⁽¹⁹⁾を修築して娼妓を一か所に集め、性病検査を容易にすると共に、市街の混乱を回避する」、「平均して一人当たり 2 元を徴収すると見積もり、年間で 26000 元の収入が見込まれる。年間

の支出は約 2500 元であり、支出を除いた 20000 元を警察費に充てることができる」と説明した。さらに、「もし膠澳商埠督辦公署が自分に妓捐徴収事務所の開設を許可してくれれば、まず保証金 2000 元を納めて信用を示し……徴収された税金は 7 割を官庁に納付し、残り 3 割を事務所の事務経費として使用する」⁽²⁰⁾と提案した。このように、妓捐徴収の請負を申請した商人たちは、妓捐によって得られる収入について綿密な計算を行っていたことが窺える。

しかし一方で、王らの提案には、妓捐の徴収が密売春の取締りや地方治安、公共衛生の維持にどのように寄与するのかについて、具体的な説明が欠けていた。王は、これらの問題を解決する具体策には触れず、妓捐の徴収がこれらの目的を達成すると揚言しているに過ぎなかった。言い換えれば、王はただ地方問題の解決を掲げることで、妓捐徴収の正当性を示そうとしたのである。

それに対し、馬は「妓楼徴税条例案および妓楼取締規則申請」の草稿を作成し、身分情報の登録、娼妓の集中居住、性病検診などの一連の取締規則を盛り込んだ。また、人道的な配慮から娼妓救済のための「済良所」設立の構想も示した。しかし、これらの売春統制に関連する措置は、大部が曖昧に言及されるのみであり、税金の計算や徴収プロセスの計画においての細かさや慎重さには及ばない。このことから、商人たちは妓捐の徴収目的が社会の治安維持や衛生管理ではなく、政府の財政収入を確保することにあると認識していた。そして、徴税の代理人となることで、自身の経済的利益を得られると考え、妓捐徴収への関与を積極的に試みたのである。

しかし、馬と王らが妓捐の徴収を請負う申請に対し、膠澳商埠督辦公署は「新税に関する調査がまだ完全に終わっておらず、許可を出すことは難しい」⁽²¹⁾と却下した。これは、膠澳商埠督辦公署は妓捐徴収の請負制に慎重であり、直接徴税制度を確立することを望んでいたことを示唆している。

2.2 妓捐徴収体制の初設立

膠澳商埠督辦公署は商人たちの要請を拒否した後、迅速に売春統制の方針に着手し、1923 年 2 月 16 日に『膠澳商埠警察庁妓楼取締規則』および『膠澳商埠警察庁娼妓取締規則』⁽²²⁾、同年 6 月 21 日に『膠澳商埠妓楼と娼妓鑑札料および税金徴収暫行規則』⁽²³⁾、1924 年 5 月 31 日には青島のロシア

人娼妓に対して『膠澳商埠警察庁ロシア人娼妓取締暫行規則』⁽²⁴⁾を制定した。これら一連の規則には、売春業に従事する中国人およびロシア人娼妓に対する登録、性病検査、税金の徴収規定などが詳細に盛り込まれていた。

その中で、妓捐徴収の方法についても明確に職務の分担が定められ、「妓楼、娼妓は開業または営業変更の前に規定に従い営業鑑札料を警察庁に提出して営業鑑札を取得する」「各等級の妓楼、娼妓は毎月15日までに納付すべき税金を財政局に納めなければならない」⁽²⁵⁾と規定されていた。これにより、膠澳商埠督辦公署は青島を統治していた短い期間に、行政機関を整備し、税收システムを導入しようとしたことが窺える。では、商人の力を排除した膠澳商埠督辦公署は、短期間で行政機関や人員を組織し、売春業からの税金を得ることができたのだろうか。実際、膠澳商埠督辦公署による青島統治期全体を通じて、妓捐徴収の規則は「かつては定められていたが、施行されていなかった」⁽²⁶⁾。つまり、妓捐の徴収に関する政策が制定されていたものの、徴収体制が整わず、妓捐の徴収が円滑に進められなかった。

その原因としては、直系軍閥統治下の青島における政治的混乱が影響していたことである。青島の主権が回収されてから1925年7月に山東省に編入されるまでのわずか3年間、中国の各軍閥は青島を奪い合い、そのため膠澳商埠督辦公署の行政長官である督辦は何度も交代を繰り返した。歴代の督辦は青島の市政発展を顧みることなく、それぞれが権力争いに明け暮れ、私利を極限まで追求した（董 2004）。例えば、初代督辦である熊炳琦は、青島接收当初に青島の行政体制を拡張し、「官庁と制度を設け、広範な規模を掲げ、特別行政区に匹敵する」⁽²⁷⁾とされたが、それにより行政機関が過剰に膨れ上がった。さらに、熊は専ら親戚や縁故者から官員を採用し、「採用された人材は、すべて軍人出身であり、青島督辦公署の上層部から下級職員に至るまで、中將や少將、上校や中校といった軍階の者ばかりだった。残念ながら、彼らは武器の扱いには長けていたが、市政の改革や発展に関しては全く関心がなかった。」⁽²⁸⁾市政組織の肥大化と公務員の質の低さは、政府の行政効率に大きく影響した。さらに、1924年4月には直系軍閥の高恩洪が後任の督辦となり、続いて同年11月には皖系軍閥の王翰章が督辦に就任し、わずか10日後に直系軍閥の溫樹徳が海軍司令官を兼任する形で督辦を就任した⁽²⁹⁾。新しい督辦たちはいずれも重要な役職に親友を配置し、溫樹徳が海軍司令官として督辦を兼任した際には「海軍の属員は各局の長を兼務し、各

艦長が各機関の所長を兼任していた。青島の各機関は温の部隊の植民地と化していた」⁽³⁰⁾とされている。このように、直系軍閥の統治下で、人事の頻繁な交代と行政長官の私利追求によって、税収機関を含む行政機関が過度に膨張し、運営することは困難を極めた。

それにより、妓捐を含む青島の税収全般が非常に困難であった。1924 年 3 月 19 日、『中国青島報』は「本商埠の税収の名目は、内地と比較してやや厳格で、中外の人々が混在し、移動が頻繁であるため、徴税の難易度は内地よりも高い。財政局のある職員によれば、今回の各商業者が納付すべき税金について、これまでのところ規定通りに納付した者は非常に少なく、税捐の告知書を送達しようとしても、往々にして相手が見つからず、送達先がないという状況である」⁽³¹⁾と徴税の困難さを報道した。

妓捐の徴収を支える行政組織が欠如していたため、実際には徴収が困難な状況にあった。一方で、妓捐徴収の前提となる売春統制にも影響を及ぼす。実際、売春統制と妓捐の徴収を制度的に裏付ける規則自体が、混乱した行政制度の中で生み出された形式的な文書に過ぎなかった。『膠澳商埠警察庁妓楼取締規則』および『膠澳商埠警察庁娼妓取締規則』の文書は、北京の『妓楼取締規則』や『娼妓取締規則』をほぼ全文そのまま写したものである。その最も典型的な例が、売春業の分類と命名に関する規則である。

近代中国の各政府は娼妓の登録に際し、妓楼と娼妓を等級化し、等級ごとに異なる税額を設置する。北京の場合、『妓楼取締規則』は妓楼を 4 つの等級に分類し、北京特有の命名法で妓楼の等級ごとに一等を小班、二等を茶室、三等を下処、四等を小下処と命名していた。膠澳商埠警察庁もこの命名法を模倣し、妓楼を三等に分類し、一等を小班、二等を茶室、三等を下処とした。また、他の条項もほぼ北京の規則と一致していた。つまり、膠澳商埠は売春統制の規則を策定する際、北京の既存規則を形式的に援用したに過ぎず、青島の具体的な状況に即した制度設計は行われなく、結果として妓捐の徴収を支えるものとはならなかった。

さらに、娼妓を青島市内から移動させて集娼制を行うという措置も、売春業に対する管理意識の欠如を示すものに他ならない。集娼制は、特定の区域内でのみ妓楼に営業許可を与え、娼妓をその区域内に囲い込んで集中的に管理する制度で、政府による売春統制の中核を成していた。政府が集娼制を実施したのは、集中的かつ効率的に売春業を把握するだけでなく、売春経済

の繁栄を図り、そこからの経済的利益を得る狙いもあった。この収入は、妓楼や娼妓の鑑札料金や月ごとの税金に加え、妓楼営業者が納める家賃税、娼妓が宴席に出席する際の宴席税なども含まれ、政府にとって非常に重要な財源である。そのため、政府は遊廓を常に商業地域の周辺に設置することを選び、売春業と商業経済が相互に作用して発展することを期待し、そこからの収益を得ようとした。

このような動きは、青島返還前の日本占領期にも見られる。当時の行政機関である青島軍政署は最初に都市計画を策定する際、日本人と中国人との雑居を防ぐため、青島市街から離れた台西鎮を日本人の新市街地に指定し、そこに遊廓を設置する計画を立てた。しかし、青島軍政署は商業的利益を考慮し、最終的にこの計画を廃止し、青島市内の中国人集住地である大包島区と小港との間に、新町遊廓と市場町を設置して日本人新市街地とした（単2020）。この措置により、青島の日本人社会は商業的に繁栄を遂げるとともに、青島軍政署の青島経営も支えられ、豊富な経済収益を得るに至った。

ところが、北洋政府統治期に入ると、膠澳商埠督辦公署は逆に青島軍政署に放棄された台西鎮を遊廓指定地とした。1924年10月11日、青島市街と台西鎮を結ぶ道路が完成し、両地域間のアクセスが改善されると、警察庁は同年1924年12月2日『膠澳商埠警察庁による妓楼と娼妓の移転に関する布告』⁽³²⁾を發布し、妓楼と娼妓を台西鎮の西嶺汶上路に移転させることを命じた。この布告では、「西嶺汶上路のうち、珍德里、東華里は一等妓楼の集住地で、祥雲里は二等妓楼の集住地で、居義里は三等妓楼の集住地である」と規定していた。しかし、前述のように、青島の中国人はドイツおよび日本占領期以来、小港とその近隣の大包島区に集中しており、娼妓も同様にこの地域で生計を立てていた。そのため、警察庁の転居命令に従って青島市外の台西鎮に移転することはせず、依然として小港や大包島区で営業を続けた。

この状況を受け、商人の朱文彬は、娼妓を台西鎮に移住させるよう膠澳商埠督辦公署に度重なる請願を行った。朱のこの行動は膠澳商埠督辦公署の反感を招き、厳しく叱責された。督辦公署は、朱文彬が前回上申した後、すでに警察庁に対して台西鎮の商人と会合を開き、対策を検討するよう命じ、その結果は適切に決定され公表されたことを説明したうえで、朱が台西鎮に常住している以上、その内容を知らないはずがないと指摘した。さらに、朱に対し「このように勝手な行動は明らかに別の意図があり、越権行為を慎

むように」⁽³³⁾と警告した。このことから、地域社会の商人が政府の売春統制に介入することは拒まれていたことが明らかである。その結果、膠澳商埠督辦公署は売春業の移転問題に関して、形式的に売春業を青島市街から排除する措置を取るにとどまり、青島市内の中国人娼妓は「一定の取締なくして自由に各所に散在」した⁽³⁴⁾。

総じていえば、売春統制の措置は実効性を欠き、青島の社会実情とは乖離していたため、妓捐の徴収も困難を極めた。一方で、妓捐の徴収と売春統制を巡っては、官民双方の対立が浮き彫りとなった。督辦公署は常に商人の要求を退けたことは、政府が売春統制や妓捐徴収に強力に介入しようとした姿勢を示すものではなく、むしろ直系軍閥統治期の政治的混乱の中で、売春統制と徴税体制は形骸化し、地方社会の商人がこの問題に関与することを避けるよう促したとも解釈できる。

もっとも、政府職員や青島に駐留する軍隊が売春業から経済的利益を得る手段を完全に持たなかったわけではなかった。実際には、青島の警察や軍は娼妓を保護する見返りとして賄賂を受け取るなど、様々な非公式な手段を通じて売春業から私的に搾取を行っていた⁽³⁵⁾。このような行為に対しては、膠澳商埠督辦公署が警察庁に、そして警察庁が消防隊などの軍隊に対して度々禁止命令が下されていた。しかし、青島には膠東防守司令部、水上警察隊、渤海艦隊、消防隊など多くの軍隊が駐留しており、これらの軍隊と警察庁をはじめとする青島の行政機関との間は、常に緊張関係にあった。そのため、禁止の命令は実効性を欠いていた。このように、直系軍閥統治下の青島において、妓捐徴収を含む行政体制を確立することができず、職員や軍隊が経済的利益を確保するためには、非公式的な手段に依存せざるを得なかった。このような収奪的手法は軍閥統治期を通じて常態化し、妓捐徴収に関与する軍隊に対しても有効な統制や監督を確立することは困難であった。

3. 膠澳商埠局時代の妓捐徴収

3.1 軍警督察処による妓捐徴収

1924年9月、第二次奉直戦争が勃発し、奉系軍閥が直系軍閥に勝利して中央政府の主導権を握った。1925年7月、奉系軍閥の張宗昌が山東省に入

り、同地の支配を開始した。張は中央政府の命令を無視し、青島を強制的に山東省政府の管轄下に置くとともに、膠澳商埠督辦公署を膠澳商埠局と改称し、同郷の趙琪をその最高行政長官に任命した。

趙琪が就任した後、売春統制の改革に乗り出した。1925年10月1日、膠澳商埠局は警察局に対し、「前に提案された台西鎮汶上路の珍徳四里などの偏僻な場所は不適當であり、再提案の必要はない。したがって、大包島や市街地近くの住宅を調査し、迅速に議論を進めるように」⁽³⁶⁾と指令を出した。これにより、娼妓を青島市外に移転させる措置は正式に放棄された。さらに、1927年1月に新たな「妓捐徴収規則」を公布し、「前督辦公署が以前に定めた規則があったが、地方の事情により未だに実施されていなかった。現在、市場が安定し、妓楼が多く存在する中で、共産党が潜伏し、娼寮を隠れ蓑として利用しようとしている。本局は治安維持のため、前例を参考にして現状を考慮し、徴収規則を公布する」と宣言した。この新規則に基づき、妓楼と娼妓には等級ごとに、一等は2元、二等は1.5元、三等は1元、雛妓は等級に関係なく1元の鑑札料と月ごとの税金が設定された⁽³⁷⁾。この一連の政策変更から、膠澳商埠局の時代には、督辦公署の時代に見られた売春業の管理不全や妓捐の徴収不能という状況を打破しようとする動きが見られたことが明らかとなる。

だが実際には、この時期における妓捐の徴収は大きな混乱を伴い、膠澳商埠局が完全にその徴収を掌握していたわけではなかった。1927年1月の「妓捐徴収規則」では、膠澳商埠局が警察庁に「警察庁が集めた妓捐を冊子にして登録し、本局の財政科へ提出するように」と指示しているが、実際にはこの指示は警察庁だけでなく、「稽查処」という別の組織にも送られていた。さらに、膠澳商埠局が妓捐徴収規則を発表する以前の1926年10月9日には、すでに稽查処が妓捐の徴収を行っており、その際に妓楼へ発行された領収証には「海陸軍警稽查処」という発行者が記されていた⁽³⁸⁾。この事実は、妓捐の領収証が膠澳商埠局ではなく、稽查処によって発行されたことを意味している。

稽查処の存在が、膠澳商埠局が妓捐の徴収を掌握できなかった主要な要因であった。では、稽查処とはどのような組織だったのか。稽查処は、膠澳商埠督辦公署時代に設立された組織であり、「軍警督察処」「海陸軍警稽查処」「第八軍軍警督察処」とも呼ばれており（以下「軍警督察処」と統一して記

述する)、膠澳商埠警察庁と青島に駐留する各軍隊との妥協によって設立された軍警合同機関である。

前述したように、青島が北洋政府に接收された後、異なる軍閥勢力が青島に軍隊を派遣し、各軍隊と警察庁の間では緊張関係が続いていた。このような状況下で、1924年5月、当時の膠澳商埠督辦である高恩洪は、各軍隊と警察の境界を取り除き、軍警間の協力を促進し、「治安を共に維持する」という目標を実現するために、軍警督察処の設立を提案した。軍警督察処長は膠澳商埠督辦に兼任され、膠東防守司令部、渤海艦隊陸戦隊、膠澳商埠警察庁の人員に共同で組織された⁽³⁹⁾。設立後、数度の撤廃や再設立が行われ、名称も何度も変更された。

膠澳商埠局時代に入ると、青島に駐留する軍隊の変動に伴い、軍警督察処の支配権も再編され、畢庶澄の手に移った。畢は第八軍第二十九旅旅長で、1925年1月4日張宗昌の命令により青島に派遣され、膠東剿匪（防守）司令部、山東海防司令部、東北渤海艦隊の指揮権を掌握した。しかし、畢庶澄は権力を強化する中で、張宗昌と次第に距離を置くようになり、「まるで自らを膠東王のように振る舞い」、ついには青島警察庁の武器を没収した⁽⁴⁰⁾。このように、軍警督察処は「軍事機関」⁽⁴¹⁾としての性格が強化され、警察庁と対立する構図が形成された。

このような状況下で、妓捐は一貫して軍警督察処によって徴収されていた。「本市における平康里の妓楼は税金を1等と3等に分けて納める……以上の2項は海陸軍警督察処が受け取り、また、同処が領収証を発給する」⁽⁴²⁾とされていた。また、徴収された妓捐も「兵士の手当」として利用されていた⁽⁴³⁾。このように、他都市では警察庁が徴収し、警察経費として充てられる妓捐は、青島では軍警督察処に完全に掌握され、警察庁の権限は事実上失われていった。膠澳商埠局が定めた妓楼や娼妓に対する固定の徴税規則は形骸化し、軍警督察処は監視が行き届かない中で、1927年5月に「娼妓がすべて一等に分類される」⁽⁴⁴⁾という重い税金を課した状況が報告された。さらに、固定税金以外にも、軍警督察処は様々な名目で追加の税金を徴収していた。例えば、膠澳商埠警察庁が膠澳商埠局に報告した妓捐の徴収状況によると、「一等娼妓は月ごとに茶菓子や電話などの費用として二元を徴収され、妓楼に煙燈を設置すれば五元を追加で徴収される。また、三等妓楼は月ごとに雑費として二角を徴収される。しかし、このような茶菓子などの雑費には

領収書がない」⁽⁴⁵⁾とされた。

ここで注目すべきは、この報告自体から、警察庁が軍警督察処による妓捐徴収に対し、自らの財政権を奪われたことへの不満を抱いていたことが明らかになる。本来、妓捐徴収の業務は警察庁が管轄し、警察費を補う役割を果たすものであった。しかし、この業務が軍警督察処に奪われ、徴収された税金も青島に駐留する軍隊によって使用されるため、警察庁は経済的な損失を被っていたと考えられる。さらに、前述のように、警察庁と畢庶澄が指揮する軍隊の間には対立関係が存在していたため、この報告が必ずしも正確であるとは言い難い。それにもかかわらず、軍隊が本来地方政府に属すべき財政収入に干渉し、地方行政を左右していたことが明白である。

3.2 警察庁による妓捐徴収

膠澳商埠局の時代において、妓捐の徴収権限は一貫して軍警督察処に掌握されていたわけではなく、実際には警察庁と軍警督察処の間で何度も移管されていた。最初の移動としては、1927年4月には青島の駐屯軍である膠東防守司令部が、妓捐の徴収業務を軍警督察処から警察庁に移管することを希望していたことである。すでに述べたように、軍警督察処と膠澳商埠警察庁との関係は必ずしも良好ではなかった。しかし、この時点で妓捐徴収の権限が警察庁に移管された理由はなんであったのか。その背景には、畢庶澄の青島離任および膠東防守司令部司令官の交代に密接に関係していたと考えられる。

1926年、中国国民党の指導下で国民革命軍は北伐戦争を開始し、北洋軍閥と対峙することとなった。1927年2月、張宗昌は畢庶澄に命じて第八軍を率い上海を守備させ、国民革命軍と対峙させたが、3月には畢が敗北し、張宗昌により処刑された。その後、張宗昌は祝祥本を青島に派遣し、膠東防守司令部司令官に任命するとともに、青島の警察および周辺の部隊を全て祝の指揮下に置いたことを命じた⁽⁴⁶⁾。

祝祥本は警察庁がすでに自身の統治下にあったと考えたのかもしれない。1927年4月18日、膠澳商埠局に、「売春業の税金はこれまで軍警督察処によって徴収されてきたが、軍警督察処は本来軍事機関であり、引き続き徴税を担当すると、本市の財政システムに支障をきたすため、今後は警察庁に徴収を担当させる。徴収された妓捐は、膠東防守司令部に渡した後に、軍警督

察処に引き渡し、引き続き将兵手当として利用する」⁽⁴⁷⁾との書簡を送った。この要求に対して膠澳商埠局は同意し、徴税業務の移管を承認した。

4月23日、膠澳商埠局は正式に警察庁に妓捐の徴収を命じ、徴収された妓捐の配分について、2割を警察庁の経費、4割を膠澳商埠局の市政維持費用、残りの4割を膠東防守司令部に引き渡して引き続き将兵手当に充てることを決定した⁽⁴⁸⁾。こうして、1927年5月から警察庁は正式に妓捐の徴収業務を開始した。

5月17日、警察庁は4月分の妓捐を徴収して膠澳商埠局に報告した。報告によると、一等妓楼51軒で102元、三等妓楼39軒で39元、一等娼妓191人で382元、三等娼妓167人で167元、合計690元を徴収したという。しかし、この金額は4月に軍警督察処が徴収した800元を大きく下回っていた。この差額について、警察庁は軍警督察処が徴収する時に全ての妓楼と娼妓が一等に分類されていたが、今回の分類では一等と三等を区別したため、240元の差が生じたと説明した⁽⁴⁹⁾。二日後、警察庁は再度膠澳商埠局に送信し、税金の引き上げを求めた⁽⁵⁰⁾。これに対し、膠澳商埠局は26日に返答し、「以前の税額は様々な理由を考慮した上で設定されたものだが、現在の青島の情勢は接收当初とは異なる。したがって、税金徴収の規則を改正し、済南の徴税額と基本的に一致させたい。一等妓楼と娼妓の税金は3元、二等妓楼と娼妓は2.5元、三等妓楼と娼妓は2元に改正する」⁽⁵¹⁾とした。

しかし6月に、妓捐が徴収されない事件が再び発生した。当時の警察庁長であった呂学亮は、5月分の税金を持ち逃げした⁽⁵²⁾。この事件を受け、膠東防守司令部は何度も膠澳商埠局に対して税金を引き渡しを要求したが、呂学亮は既に辞任し、持ち逃げされた税金は回収できなかった⁽⁵³⁾。この事態に激怒した祝祥本は、再び軍警督察処に徴税業務を掌握させることを決定した。

その結果、妓捐の徴収業務は再度膠東防守司令部に担当され、1928年7月に国民革命軍の北伐が始まるまでこの状態が続いた。1928年4月、蒋介石、馮玉祥、閻錫山、李宗仁による国民党政府北伐軍は、奉系軍閥の張作霖に対する討伐戦を開始した。そして6月、祝祥本は膠東防守司令部を率いて青島を離れ、戦地へ向かった。それにより、1928年7月から、膠澳商埠警察庁は再び徴税業務を引き継ぐこととなった⁽⁵⁴⁾。

警察庁が妓捐徴収の業務を再開する際、膠澳商埠局は警察庁に対し、前回

の警察庁による妓捐徴収の状況を報告し、また残された妓捐の伝票を返納するよう要求した⁽⁵⁵⁾。当時、呂学亮の後任として新たに警察庁長に就任した王慶堂は、膠澳商埠局の要求に応じて報告した。しかし、警察庁の報告に基づき、1928年8月9日、膠澳商埠局は提出された伝票に複数の問題があることを指摘した。まず、4枚続きの伝票のうち「通知書」がすべて欠落している点を指摘した。さらに、二等妓楼、二等娼妓、三等娼妓に関する伝票では、4枚続きの伝票全体が欠落しているものが10枚に及んでいた。この状況を受け、膠澳商埠局は警察庁に対し、直ちに原因の調査と詳細な報告を求めるとともに、不足分の伝票についても速やかに賠償するよう命じた⁽⁵⁶⁾。

ここで、近代中国における税金の徴収に使われた「伝票」について簡単に説明しておく必要がある。1934年に制定された『青島市妓楼及娼妓の妓捐徴収規則』を参照すると、「妓楼および娼妓の妓捐徴収には4枚続きの伝票を用いる：第一枚は控え、第二枚は報査、第三枚は領収書、第四枚は通知書である」⁽⁵⁷⁾。控えは、警察庁が伝票を発行した際の記録として、警察庁に保管される。報査は、徴収状況を報告するために上級機関に提出され、徴収の状況を確認するために使用される。領収書は、妓楼や娼妓など納税者に交付され、納税の証拠となる。通知書は、納税通知として納税者に送付されるものであり、通常は最終的に徴収機関が回収し、納税確認の証明として利用される。

こうした伝票制度は税收管理の透明性を確保するために設けられたものであった。しかし、警察庁が提出した伝票に不備があったことは、財務手続き上の重大な問題を引き起こす可能性があった。特に、伝票の欠落は、税收管理の透明性が損なわれることを意味し、徴収された妓捐の金額が過小報告されるとともに、余剰分が私的に流用されるリスクを生む恐れがあった。このように、伝票の不備や欠落が不正を隠蔽する手段として利用されるリスクがあり、その結果、膠澳商埠局は警察庁に対して迅速な調査と賠償を求めるに至ったことが推察される。

それに対し、王慶堂は膠澳商埠局に反論の上申を行い、前任の警察庁長である呂学亮による伝票の管理不備を弁明した。王によると、呂学亮はわずか二ヶ月分の税金を徴収した後、妓捐の徴収業務が膠東防守司令部に引き継がれたため、伝票は不要として倉庫に封印された。また、呂は急遽退任したため、業務の引き継ぎも十分に行われていなかった。これにより、自身に責

任がないと主張し、追及と賠償責任の免除を求めた⁽⁵⁸⁾。最終的に、この件はうやむやのまま処理された。

ところが、王庁長が再び妓捐の徴収業務を開始した際にも、伝票に関する問題が再燃した。王は膠澳商埠局が発行すべき伝票を無断で作成・発行し、その理由を「司令部が徴収した妓捐の金額が伝票に記載された数額と一致しないため、警察庁が臨時の伝票を発行せざるを得なかった」⁽⁵⁹⁾と弁明した。これを受け、膠澳商埠局は「妓捐徴収の伝票は本局が発行し、警察庁が記入して交付するものである……警察庁が独自に伝票を作成することを禁ずる」との通達を出した。さらに、現在の経済状況を鑑み、一等妓楼および娼妓には 2 元、三等妓楼および娼妓には 5 角という新たな税額が改定された⁽⁶⁰⁾。

このような紆余曲折を経て、膠澳商埠警察庁は規則に従い妓捐の徴収を開始した。警察庁は毎月、妓楼や娼妓の等級ごとに徴収された金額、伝票の使用状況、未納税者の状況などの詳細を膠澳商埠局に報告した⁽⁶¹⁾。また、妓捐の使用に関しても管理体制が強化され、従来は軍隊が管理していた税金は膠澳商埠局の管理下に移されるようになった。妓捐収入は、警察庁の電気代、トラック購入費、衛生費と医薬品費など、警察庁の運営資金として充てられるようになった⁽⁶²⁾。妓捐の徴収額は限られており、毎月わずか数百元に過ぎなかったが、北洋政府による青島統治期においては、財政収入が乏しく、行政機構が肥大化して非効率であったうえ、財政支出や軍事費も膨大であったため、妓捐の収入は行政運営費用の負担を一定程度緩和する役割を果たしたと考えられる。

総じていえば、膠澳商埠局時代を通し、膠澳商埠局が完全に青島の行政権を掌握していたわけではなく、軍による行政権と経済的利益の侵害といった問題があったため、政府による売春業の統制や妓捐の徴収システムが完全に確立されることは難しかった。最終的に軍が青島から撤退することになり、妓捐の徴収が膠澳商埠局の管理下で安定化し、青島における行政運営において重要な財源として定着していった。

最後に指摘すべき点は、青島はかつてドイツおよび日本によって占領されていた経緯を持ち、青島返還後も多くの日本人、朝鮮人、ロシア人売春業が存在していたが、北洋政府統治期の青島において、妓捐の徴収は主に中国人売春業を対象としていたことである。ロシア人に対して取締規則を設け

ていたものの、実際には彼女たちを統制することは極めて困難であり、ましてや課税を実施することはさらに難しかった。ロシア人娼妓は夏から秋にかけて青島に滞在し、娼妓、ダンサー、喫茶店員として、夏の間に訪れるアメリカ水兵や海員にサービスを提供していた。夏が終わりアメリカ艦隊が青島を離れると、彼女たちもまた青島を去った⁽⁶³⁾。このような背景から、青島の行政機関は彼女たちを把握することができず、膠澳商埠局時期でさえも、ロシア人娼妓に対して徴税を実施することは難しく、結果的に徴税が免除されることとなった⁽⁶⁴⁾。一方で、青島返還後、青島の日本人社会は青島総領事館と青島居留民団によって管理され、「警察、衛生、租税などにおいて、それぞれの居留民に独自の規則があり、わが商埠の規則を無視していた」⁽⁶⁵⁾。日本人や朝鮮人の売春業も中国の管轄下には置かれず、青島総領事館の監督下にあり、青島居留民団に「遊興料金」を課税されていた⁽⁶⁶⁾。このように、北洋政府統治期における妓捐徴収は、実質的に中国人売春業者に対する経済的収奪の手段として機能していたことが明らかとなる。

おわりに

北洋政府統治期の青島における妓捐の徴収が、単なる財政補填や衛生・治安問題の解決といった社会管理の手段として機能したにとどまらず、その背後に商人、警察庁をはじめとする行政機関、さらに軍隊といった複数の権力主体が、自らの経済的利益を追求する構造が存在していた。つまり、妓捐徴収がもたらす公共利益への寄与は限定的であり、むしろ徴収関係者による私利の確保が妓捐の徴収システムに組み込まれていた。そして、軍閥統治下では頻繁に政権交代が発生し、行政体制も未整備のままであった。それにより、権力主体間で争奪や妥協が繰り返された、私利追及という妓捐の特質がより鮮明に表れることとなった。

直系軍閥統治期においては、民間商人が政府に対して妓捐の徴収権を請け負うことで介入を試みたが、政府は商人による徴税請負を認めず、直接管理を目指した。しかし、頻繁な政権交代と行政の混乱により、売春管理制度や徴税体制の整備は進まず、制度化には至らなかった。その結果、妓捐徴収に関する規則は制定されても、実施されることなく、最終的には形式的な文

書として残されるに過ぎなかった。この状況のもと、青島に駐留する軍隊や政府の職員は、売春業から小規模な経済的利益を得るために、正式な妓捐徴収制度を通じてではなく、賄賂などの非制度的な手段に依存せざるを得なかった。

一方、奉系軍閥統治期においては、軍閥間の権力闘争は、直系軍閥統治期のように最高行政権の掌握を目指し、指導者の頻繁な交代によって行政の混乱を招いたものとは異なる様相を呈した。この時期には、山東省政府が派遣した軍隊が、警察庁をはじめとする行政機関の徴税権を侵害し、妓捐の徴収およびその使用权を掌握することで経済的利益を獲得しようとしたのである。その結果、妓捐の徴収権は、警察庁と青島駐留軍の間で何度も移動していた。最終的に、軍隊の撤退に伴い、妓捐の徴収権は警察庁に移管され、妓捐は警察経費や市政建設の財源として利用されるに至ったものの、その過程では制度の乱用や私的流用が続いていた。

総じて、本研究は、北洋政府統治期の青島における妓捐徴収の開始からその展開過程を考察することで、各権力主体が売春業を通じて経済的利益を追求し、その権益を巡って争奪を繰り返した実態を明らかにした。軍閥統治下の青島において、妓捐は財政補充と社会管理という公的目的を掲げながらも、異なる権力主体による私利の追求の手段として機能し続けた。こうした私利の追求は、国家機関や軍隊が自身の組織運営資金を補填する手段として妓捐を利用したことに加え、国家機関の職員や軍人、地方社会の関係者が個人の経済的利益を収奪するための手段としても表れていた。そして、このような私利の追及は、軍閥統治期の青島において、各権力主体間の対立と争奪を背景に極めて目立つようになった。

注

- (1) 1913年から1928年まで中国北京に存在した中華民国の政府で、北京政府とも言う。
- (2) 北洋軍閥史料編委會編 1996『天津市歴史博物館館蔵北洋軍閥史料 徐世昌巻二』pp.23-25、天津古籍出版社。
- (3) 奉天清理财政政局編『奉天全省財政説明書・東三省奉天光緒三十四年入款説明書』第六款「雑捐」。
- (4) 広東清理财政政局編『広東全省財政説明書』巻七「正雑各捐・保良公司妓捐」。

- (5) 「管理娼妓規則」「管理樂戸規則」田 濤・郭 成偉編 1996『清末北京城市管理法規』pp.501-522、燕山出版社。
- (6) 「關於申請試辦妓捐的呈（附印花稅票5張）」1923年1月23日、青島檔案館、B0029-001-04416-0025。
- (7) 「膠澳總督府就為什麼實施与妓女監管一事的規定的意義的德国海軍部國務秘書做的解釋（附規範條款）」1899年1月19日、青島檔案館、B0001-001-00114-0178。
- (8) 「芸酌婦檢診梅料徴収」『青島新報』1916年12月6日。
- (9) 高橋 源太郎 1919『青島案内』p.156、久松閣。
- (10) 「關於申請承辦樂戸捐輸的呈（附印花稅票一張、章程、概算書等）」1923年1月18日、青島檔案館、B0029-001-04416-0001。
- (11) 「關於申請承辦樂戸捐輸的呈（附印花稅票一張、章程、概算書等）」1923年1月18日、青島檔案館、B0029-001-04416-0001。
- (12) 「支那人遊廓も繁榮の一策」『青島新報』1917年12月2日。
- (13) 「官宮女郎屋・青島」明治大正昭和新聞研究会編 1980『新聞集成大正編年史大正3年度版 下』p.29、明治大正昭和新聞研究会。
- (14) 「關於申請承辦樂戸捐輸的呈（附印花稅票一張、章程、概算書等）」1923年1月18日、青島檔案館、B0029-001-04416-0001；「關於申請試辦妓捐的呈（附印花稅票5張）」1923年1月23日、青島檔案館、B0029-001-04416-0025。
- (15) 浅田進史は、ドイツ租借期の青島において、現地住民が軍隊による暴行や女性への頻繁な嫌がらせからの保護を求め、台東鎮の長老および商人層が請願書を提出した。この請願を受け、当局は軍隊に対して厳命を発し、命令内容を中国人住民にも周知したと報告していると指摘した。詳細は、浅田進史（2012）「植民地権力と越境のポリティックス：膠州湾租借地におけるドイツ統治を再考する」『境界研究』第3号、124頁を参照。
- (16) 「關於申請試辦妓捐的呈（附印花稅票5張）」1923年1月23日、青島檔案館、B0029-001-04416-0025。
- (17) 「關於申請承辦樂戸捐輸的呈（附印花稅票一張、章程、概算書等）」1923年1月18日、青島檔案館、B0029-001-04416-0001。
- (18) 「關於申請試辦妓捐的呈（附印花稅票5張）」1923年1月23日、青島檔案館、B0029-001-04416-0025。
- (19) 中国の遊廓地の通称である。
- (20) 「關於申請承辦樂戸捐輸的呈（附印花稅票一張、章程、概算書等）」1923年1月18日、青島檔案館、B0029-001-04416-0001。
- (21) 「關於馬景援申請承辦樂戸捐輸一案的批」1923年1月22日、青島檔案館、B0029-001-04416-0018；「關於王秉忱等申請試辦妓捐一案的批」1923年1月27日、青島檔案館、B0029-001-04416-0021。
- (22) 「膠澳商埠警察庁管理樂戸規則」「膠澳商埠警察庁管理娼妓規則」青島市檔案館編 2015『膠澳商埠檔案史料選編（一）』pp.185-189。
- (23) 「膠澳商埠徴収樂戸娼妓照費月捐暫行規則」膠澳商埠局 1926『膠澳商埠現行法令彙纂』。

- (24) 「膠澳商埠警察庁管理俄妓暫行規則」 膠澳商埠局 1926『膠澳商埠現行法令彙纂』。
- (25) 「膠澳商埠徴収樂戸娼妓照費月捐暫行規則」 膠澳商埠局 1926『膠澳商埠現行法令彙纂』。
- (26) 「關於發放修正徴収樂戸娼妓月捐規則的訓令」 1927 年 1 月 17 日、青島檔案館、B0029-001-03685-0036。
- (27) 趙・袁 1928:503。
- (28) 「接收後之青島現狀」『申報』1923 年 3 月 31 日。
- (29) 青島は直系軍閥と皖系軍閥の軍閥によって次々と争奪され掌握されたが、当時青島は依然として直系軍閥政府が掌握する北京政府の直轄下にあった。
- (30) 「張宗昌莅青後之新局面」『申報』1925 年 8 月 1 日。
- (31) 「催徴税捐之困難」（青島市檔案館編 2015『膠澳商埠檔案史料選編（二）』p.142）。
- (32) 「膠澳商埠警察庁關於樂戸娼妓實行遷居的布告」（青島市檔案館編 2015『膠澳商埠檔案史料選編（一）』p.216）。
- (33) 「膠澳商埠督辦公署批第六號（中華民國十四年一月六日）：具呈人隋廷勛朱文彬：呈一件呈請將各娼戶勒限遷居西鎮由」1925 年 1 月 6 日『膠澳公報』。
- (34) 「笑英婦ノ実情調査報告ノ件」1925 年 2 月 31 日（『婦人児童売買問題第五卷』、JACAR、Ref.B06150833000）。
- (35) 「關於嚴禁警務人員包庇娼妓及烟犯的訓令」、1923 年 2 月 13 日、青島檔案館、A0017-002-00029-0029；「關於各署処陳嚴禁包庇娼妓烟犯的訓令」1923 年 2 月 20 日、青島檔案館、A0017-002-00019-0120。
- (36) 「膠澳商埠局指令：第七二六號（中華民國十四年十月一日）：令警察廳：呈一件呈復遵令調查安置娼寮地點情形由」『膠澳公報』1925 年 10 月 1 日。
- (37) 「關於發放修正徴収樂戸娼妓月捐規則的訓令」1927 年 1 月 17 日、青島檔案館、B0029-001-03685-0036。
- (38) 「關於檢送一九二八年七月分徴収樂戸娼妓捐款聯單的呈（附旧領款聯單）」1928 年 8 月 3 日、青島檔案館、B0029-001-03685-0038。
- (39) 「膠澳商埠軍警督察処組織章程」（青島市檔案館編『膠澳商埠檔案史料選編（一）』pp.109-110）。
- (40) 「畢庶澄与張宗昌劃界分防」1925 年 12 月 19 日（青島市檔案館編『膠澳商埠檔案史料選編（一）』p.361）。
- (41) 1927 年 4 月、膠東防守司令部と膠澳商埠局との往復書簡の中で、軍警督察処は「軍事機關」として言及された。「關於請警察庁派員徴収妓捐的公函」1927 年 4 月 18 日、青島檔案館、B0029-001-02712-0001。
- (42) 「關於檢送一九二八年七月分徴収樂戸娼妓捐款聯單的呈（附旧領款聯單）」1928 年 8 月 3 日、青島檔案館、B0029-001-03685-0038。
- (43) 「關於請警察庁派員徴収妓捐的公函」1927 年 4 月 18 日、青島檔案館、B0029-001-02712-0001。
- (44) 「關於檢送一九二七年四月分樂妓各捐的呈」1927 年 5 月 17 日、青島檔案館、B0029-001-02713-0001。

- (45) 「關於檢送一九二八年七月分徵收樂戶娼妓捐款聯單的呈（附旧領款聯單）」
1928年8月3日、青島檔案館、B0029-001-03685-0038。
- (46) 「膠澳商埠局關於祝祥本膠州防守司令兼青島戒嚴司令的訓令」1927年4月12日（青島市檔案館編『膠澳商埠檔案史料選編（一）』p.369）。
- (47) 「關於請警察庁派員徵收妓捐的公函」1927年4月18日、青島檔案館、B0029-001-02712-0001。
- (48) 「關於擬將妓捐提成充官兵津貼的公函」1927年4月3日、青島檔案館、B0029-001-02712-0007
- (49) 「關於檢送一九二七年四月分樂妓各捐的呈」1927年5月17日、青島檔案館、B0029-001-02713-0001。
- (50) 「關於匯報修正各条徵收樂戶娼妓月捐規則的簽呈」1927年5月19日、青島檔案館、B0029-001-03685-0034。
- (51) 「關於修正徵收樂戶娼妓月捐規則仰將修正各条公布的訓令」1927年5月26日、青島檔案館、B0029-001-03685-0028。
- (52) 「關於一九二七年五月分樂妓捐款已被前警察庁庁長私自提用的呈」1927年8月1日、青島檔案館、B0029-001-02713-0021。
- (53) 「關於催送一九二七年五月分樂妓捐款的公函」1927年7月23日、青島檔案館、B0029-001-02713-0012；「關於催繳一九二七年五月分樂妓捐款的訓令」1927年7月23日、青島檔案館、B0029-001-02713-0019。
- (54) 「關於飭警察庁接辦妓捐的訓令」1928年6月12日、青島檔案館、B0029-001-03093-0001。
- (55) 「關於樂戶娼妓捐款開徵情形飭警察庁查明具報的訓令」1928年7月17日、青島檔案館、B0029-001-03685-0023。
- (56) 「關於匯報旧存妓捐聯單殘缺情形的呈」1928年8月17日、青島檔案館、B0029-001-03685-0001。
- (57) 「青島市徵收樂戶娼妓月捐規則」青島特別市財政局編1940『青島特別市稅務關係規則類集』。
- (58) 「關於匯報旧存妓捐聯單殘缺情形的呈」1928年8月17日、青島檔案館、B0029-001-03685-0001。
- (59) 「關於匯報旧存妓捐聯單殘缺情形的呈」1928年8月17日、青島檔案館、B0029-001-03685-0001。
- (60) 「關於印發妓捐聯單并迅解一九二八年七月分捐款的指令」1928年8月10日、青島檔案館、B0029-001-03685-0007。
- (61) 「關於報送一九二八年十月分妓捐的呈（附四柱表）」1928年11月14日、青島檔案館、B0029-001-03966-0008。
- (62) 「關於警察庁衛生藥費轉由妓捐項下留支兩月的指令」1928年8月2日、青島檔案館、B0029-001-04329-0124。「關於核准四滄署電灯改用商電在妓捐項下扣收電費的指令」1929年2月2日、青島檔案館 B0029-001-03676-0029。「關於核准購載重汽車每月用費在妓捐項下開支辦理的指令」1929年2月8日、青島檔案館、B0029-001-03676-0020。
- (63) 「売笑婦ノ実情調査報告ノ件」1925年2月31日（『婦人兒童売買問題第五卷』、JACAR、Ref.B06150833000）。

- (64) 「關於彙報膠澳商埠局接收妓捐情形的呈」1928年7月25日、青島档案館、B0029-001-03685-0047。
- (65) 趙・袁 1928:p.571。
- (66) 青島居留民団行政委員会「5. 青島居留民団」(『在支補助団体実施検査復命書 第一卷』1926年)、JACAR、Ref.B05015109100。

参考文献

- 浅田 進史 2012「植民地権力と越境のポリティックス：膠州湾租借地におけるドイツ統治を再考する」『境界研究』3:117-134。
- 小山 俊樹 2022「近代日本の謀略と機密費」『中央公論』136(1):46-53。
- 単 荷君 2020「第一次占領期における青島軍政署の都市開発—日本人新市街「新町」の形成を中心に」大里 浩秋・内田 青蔵・孫 安石編著『東アジアにおける租界研究：その成立と展開』pp.159-181、東方書店。
- 曹 瑞冬 2020「清末民初広東の花捐包徴収と政商関係」『財政監督』6:89-96。
- 董 良保 2004『二三十年代青島城市发展研究(1922—1937年)』南京大學歴史學院博士論文。
- 郭 謙 2021『轉型期城市社会治理研究：民国山東城市下層社会調控透視』江蘇人民出版社。
- 斉 小林 2017「昔日的進歩：清末北京公娼制度縁起考略」『“性・性別与社会”跨学科學術研讨会論文集』pp.19-26、中国性科学学会性人文専門委員会・北京大学医学人文研究院。
- 青島市档案館編 2015『膠澳商埠档案史料選編(一)』青島出版社。
- 青島市档案館編 2015『膠澳商埠档案史料選編(二)』青島出版社。
- 蘇 全有・肖 劍 2013「論民国妓捐」『安陽工学院学報』1:15-20。
- 王 燕 2017「晚清妓捐徴収と警費之来源」『人文論叢』2:305-316。
- 魏 文享 2007「工商团体与南京政府時期之營業稅包徴制」『近代史研究』6:78-91。
- 武 舟 1990『中国娼妓生活史』湖南文芸出版社。
- 張 侃・劉偉彦 2018「略論近代中国花捐の開徴と演化及其財政・社会形態」『近代史学刊』20:79-105。
- 趙 琪修・袁 榮叟 1928『膠澳志』青島華昌印刷局(=1968『膠澳志』文海出版社)。
- Duara, Prasenjit. 1988. Culture, Power, and the State: Rural North China, 1900 - 1942. Stanford, Calif.: Stanford University Press. (=2003『文化、權力与国家：1900-1942年の華北農村』王 福明訳、江蘇人民出版社。)
- Hershatter, Gail B. 1997. Dangerous Pleasures: Prostitution and Modernity in Twentieth-

Century Shanghai, Berkeley: University of California Press. (=2003『危険の愉悅 : 20世紀上海の娼妓問題与現代性』韓 敏中・盛 寧訳、江蘇人民出版社。)